

# 国立大学法人岩手大学資金運用管理規則

令和5年2月21日 制 定

## (運用の目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

## (運用の目標)

第2条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

## (運用の範囲)

第3条 運用の範囲は国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第34条の3第2項における業務上の余裕金とする。

## (運用の対象)

第4条 運用対象は、次に掲げるものとする。

- 一 法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に規定する各号に掲げるもの
- 二 貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建ての預金
- 三 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金融商品取引法」という。）第2条第1項第4号に規定する資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券。ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下、「信用格付業者」という。）のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。
- 四 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券のうち無担保の社債券であり、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券ではないもの。ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。
- 五 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの。ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、いずれの信用格付業者においても「a-3」相当以下の格付がないものに限る。

## (運用の方法)

第5条 運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（前条第3号に掲げるものを除く。以下同じ。）以外の債券等を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産の総額の5

割を超えないものとする。

(取得債券等格下げ時の対応)

第6条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、取得後にいずれの格付機関による格付も「A」格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに学長・副学長会議に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産の総額の5割を超えないものとする。

(運用資産の構成割合)

第7条 第3条における運用の範囲となる業務上の余裕金のうち、第5条の方法による運用を行う割合は総額の5割を超えないものとする。

(運用の評価)

第8条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

(資金運用管理審議機関)

第9条 本学は適切な資金運用管理に資するため、資金運用管理に関する重要事項については学長・副学長会議で審議するものとする。

(資金の運用)

第10条 財務を担当する理事又は副学長、法人運営部次長、財務課長及び経理課長（以下、「資金運用担当役職員」という。）は、毎年度の期首に資金運用計画を作成し、学長・副学長会議の承認を得るものとする。

- 2 資金運用担当役職員は、学長・副学長会議で承認した資金運用計画に基づき、資金の運用を行う。
- 3 資金運用計画を変更する場合は、学長・副学長会議の承認を得るものとする。

(管理台帳)

第11条 前条の運用により、預金及び有価証券の取得、解約及び売却を行った際は、別記様式の保有資産管理台帳に速やかに記載するものとする。

- 2 前項の保有資産管理台帳は、同様の記載項目を具備する取引報告書をもって代えることができるものとする。

(倫理規則)

第12条 資金運用担当役職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人岩手大学職員倫理規則の定めるところによる。

(運用報告)

第13条 資金運用担当役職員は、半期毎に次の各号の運用状況報告書を作成し学長・副学長会議に報告を行う。

- 一 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
- 二 運用資産構成比率
- 三 各金融商品別の運用の実績

四 リスク状況（取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等）

- 2 学長は、前項の報告を学長・副学長会議で受けたときは、経営協議会に報告するものとする。
- 3 学長・副学長会議報告後、速やかに運用状況等を本学ホームページで公開するものとする。

（本規則の改正）

第14条 本規則の改正に際しては、学長・副学長会議の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 岩手大学資金運用方針（平成17年10月20日 学長裁定）及び岩手大学資金運用管理事務取扱要項（平成17年10月31日 学長裁定）は、廃止する。

別記様式

保有資産管理台帳（預金）

決裁欄
-----

運用商品の名称	利率	%
	満期日	
	金額	円
預託先金融機関		

取得発注日		受渡（資金決済）日	
取得事由			

決裁欄
-----

解約発注日		受取金額	円
受取（資金決済）日		受取利息	円
解約事由			

保有資産管理台帳（有価証券）

決裁欄
-----

運用商品の名称	利率	%
	満期日	
	額面金額	円
元利金支払場所		
債券保管先機関		

取得発注日		受渡（資金決済）日	
取得単価		取得金額	円
取得利回り	%	発注機関	
取得事由			

決裁欄
-----

売却発注日		受取（資金決済）日	
売却単価		売却金額	
所有期間利回り	%	発注機関	
期中売却事由			